

戦争体制の強化

有事と地方自治体や民間業者、人、施設

有事の際に自衛隊に民間人を協力させたり、自衛隊が民間施設を利用する事は、武力攻撃事態法、国民保護法、周辺事態法に規定されています。

◆有事法制で自衛隊の協力が定められている施設や業種

避難などに関わる指定公共機関とされる民間業者
・災害研究機関 ・医療機関 ・高速道路 ・電力 ・ガス ・通信 ・テレビ ・ラジオ ・フェリー ・バス ・航空 ・鉄道 ・海運 ・トラック ・郵便 など
自衛隊への協力で命令対象の民間人
・医師 ・歯科医師 ・薬剤師 ・看護師 ・診療放射線技師 ・建設業者 ・鉄道事業者 ・自動車運送事業者 ・船舶運航事業者 ・港湾運送事業者 ・航空運送事業者 など
自衛隊が利用できる民間施設
・自動車整備工場 ・造船所 ・港湾施設 ・自動車、船舶、航空機の給油施設 ・航空機設備施設

1938年制定の国家総動員法とそれに基づく国民徴用令によって、戦争遂行のために、人と物資のすべてを政府が統制運用できるようになった。民間の積極活用は、この総動員態勢の前触れとみるのは、考えすぎか。民間人も戦争に協力を強いられるようになるかもしれない。徴兵制とは、別の問題もある。

有事における自治体の協力

- ① 港湾
- ② 民間空港
- ③ 施設設置使用の許認可
火薬庫設置などの許認可
公共施設の使用、公共団体所有備品の貸与
- ④ 輸送
- ⑤ 廃棄物処理、給水
- ⑥ 医療

具体的にはどんなことがおこなわれるか

- 防衛陣地構築のため、土地建物等の収用が行われ、建築業者が動員される
- 物資の輸送のために輸送業者、野戦病院のために医療関係者も動員される
- ゲリラやテロが想定される原発周辺では、住民の避難が開始される
- 地方自治体や地方公務員は公用念書による徴用徴発や、国民保護法による警護、住民の避難、避難住民の救援などに忙殺されることになる

有事想定の日米共同演習

- 2012年10月31日 宮城県

米軍、自衛隊、海上保安庁、警察庁、東北6県参加

想定 「敵が日本の周辺で不法行動。水道への毒物混入や送電線破壊が発生。」



県境を越えた住民避難

- 2012年12月3日

米軍、自衛隊、海上保安庁、警察庁、東北各県

想定 東北3県（福島、宮城、岩手）3市（福島市、仙台市、盛岡市）に9発のミサイルが着弾との想定で、福島県は福島市市民7,400人を県内の会津若松や県外へ避難させる

そして全国で国民保護法に基づく国民保護訓練が行われている。